

おたから

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
小田原支部
小田原市本町2-3-24
TEL 0465-24-1753
発行責任者 支部長 永井康博
編集 広報部会



小田原城

(株)ミクニ 小田原事業所 奥山和彦氏 撮影

第65回 全国労働衛生週間スローガン

『みんなで進める職場の改善』

心とからだの健康管理』

平成26年度

全国労働衛生週間を迎えて

小田原労働基準監督署長 高山 博 光



会員事業場の皆様方から頂戴している当署の行政運営への日頃からの御理解・御協力に厚く御礼申し上げます。

今年も10月1日からの1週間、65回目の全国労働衛生週間が実施されます。

平成25年の県内の業務上疾病による労働災害の状況を見ると、脳・心臓疾患によるものが3名、熱中症によるものが3名で、合計6名の死亡災害が発生している一方、休業4日以上之死傷災害全体は560件（前年比：△20件）と3年連続の減少をみえています。

また、平成25年の県内の一般健康診断結果の有所見率は53.2%で昨年から0.5ポイントの減少をみましたがなお高どまり傾向は続き、脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数もなお高

い水準にあります。

さらに今年は、化学物質のリスクアセスメント実施義務の拡大、50人以上規模事業場におけるストレスチェックの義務付けなどを主とした労働安全衛生法の改正が行われ、来年以降の施行に向けて、今後、該当する事業場での十分な準備が必要になっています。

こうした状況のもと、今年は

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

をスローガンに取組が展開されます。本週間に契機に各事業場での意識高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の強化を一層図ってくださるようお願いいたします。

第65回全国労働衛生週間

小田原地区推進大会に参加して

9月3日小田原市民会館にて小田原地区推進大会が開催された。本年のスローガンは『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』である。開会に先立ち、平成26年度神奈川労働局安全衛生表彰・全国THP推進協議会表彰の紹介があった。神奈川労働局長各賞を受賞された㈱ディスペンパックジャパン南足柄工場の皆様、富士フイルムメディアマニュファクチャリング㈱の皆様、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部小田原分会事務局長の永田様には心より敬意を表するものである。また、平成26年度全国THP推進協議会優良賞を受賞されたMeiji Seika ファルマ㈱小田原工場の皆

様に、心とからだの健康管理の観点から、減少や、喫煙率の低下等の成果をあげたとのことで、改めて続けていくことで大きな成果が得られることを痛感した。

次に、小

田原労働基準監督署の今井安全衛生課長より、本年6月公布の労働安全衛生法改正のポイントについての説明があった。

最後に、味の素㈱全社担当産業医の阿久津昌久先生により、「メンタルヘルス対応の実際～いままでのうつ病・新しいうつ病」というタイトルで特別講演が行われた。

産業医として、常に公平中立の立場で感情を抑え、ぶれない判断をもって、うつ病発症者の現職場復帰に取り組んでいる阿久津先生のお話は非常に興味深いものであった。

（藤田観光㈱箱根小涌園 志賀敏男）

神奈川県最低賃金19円引上げで
今年10月1日から「887円」に

小田原労働基準監督署

県下全ての労働者に適用される神奈川県最低賃金の改正について、神奈川県最低賃金審議会は、今年7月5日に神奈川県労働局長からの諮問を受けて調査審議を重ねてきましたが、8月4日、神奈川県労働局長に対し、以下のとおり改正することが適当であると答申しました。

答申額	
時間額	887円（現行 868円）
引上額	19円
引上率	2.19%

同・答申内容については、異議申出等の所要の手続きを経た後、神奈川県労働局長の決定で確定し、9月1日に官報公示されたことから、新たな最低賃金額は今年10月1日から発効することになります。

（参考）

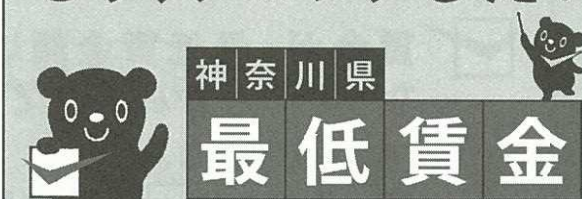
○最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を

労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、鉄鋼業最低賃金のように、特定の産業に働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」（神奈川では7業種）の2種類があります。

もう、チェックした？



平成26年10月1日から！

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省



最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



〔最低賃金の比較方法〕

1 時間給の場合 ▶ 時間給 $\geq$ 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合 ▶ 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額 (時間額)
ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 $\geq$ 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合 ▶ 月給 $\div$ 1か月所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額 (時間額)

4 上記1～3の組み合わせの場合 ▶ 例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 随時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆手当、通勤手当および家族手当

小規模事業場の事業者と労働者の皆さんへ 地域の産業医による健康相談・保健指導は 無料健康相談窓口をご利用下さい

労働者が心身ともに健康で働き続けられるように、長時間労働面接指導、メンタルヘルス対策や生活習慣病予防など、事業場が行う労働衛生管理の支援をするために、「県西地域産業保健センター」では、地域の産業医による面接指導や健康診断の事後措置などの無料健康相談・保健指導を行っています。

1. 無料健康相談窓口ご利用時間 (ご利用希望の方は、事前にご連絡を下さい)

13時から15時まで

2. 相談日(平成26年10月から平成27年3月までの相談日は次のとおりです。)

10月8日(水) 10月27日(月) 11月10日(月) 12月3日(水) 12月17日(水) 1月19日(月)

2月4日(水) 2月27日(金) 3月4日(水) 3月18日(水)

3. 相談窓口会場



おだわら総合医療福祉会館内
小田原市久野 115-2
県西地域産業保健センター 4F 事務所

この他に事業者や労働者が利用し易いように、南足柄市、松田町、箱根町、開成町、山北町、中井町などの産業医のいる診療所でも適宜開設しています。

連絡先 0465-66-6040

(月～金曜日の祭日を除く10時から16時までにご連絡ください)

厚生労働省委託事業[協力: 小田原医師会・足柄上医師会] TEL 0465-66-6040

県西地域産業保健センター FAX 0465-66-6044

■小田原市久野115-2(おだわら総合医療福祉会館内)コーディネーター 剣持 収

支部会員事業場紹介

☆社 名 YKK AP 株式会社 神奈川工場

☆所 在 地 小田原市飯泉1251-1

☆代表者名 神奈川工場長 内野 学

☆創 立 昭和59年2月

☆従業員数 161名

☆事業内容 アルミ樹脂複合サッシ・複層ガラスの製造、組立、配送



☆社 名 児玉化学工業株式会社 西湘工場

☆所 在 地 小田原市羽根尾510-1

☆代表者名 西湘工場長 磯野行宏

☆創 業 平成21年9月1日

☆従業員数 113名

☆事業内容 各種ピラー類、ラッゲージトリム、ドアトリム、スポイラー、インストルメントパネルなどの自動車内外装品の製造販売



[事務局だより]

事務局長 石塚 金蔵

[11月～12月行事案内]

- * 有機溶剤業務労働衛生教育
 - ・ 11月 5日(水) 小田原市民会館
- * 職長安全衛生教育
 - ・ 11月11日(火)、12日(水) 小田原箱根商工会議所
- * リスクアセスメント研修会
 - ・ 11月19日(水) 青色会館
- * 玉掛け業務特別教育
 - ・ 11月21日(金) 青色会館
- * 安全衛生推進者養成講習会
 - ・ 11月25日(火)、26日(水) 青色会館
- * 粉じん特別教育
 - ・ 11月28日(金) 小田原市民会館
- * 労務管理講習会
 - ・ 12月 3日(水) 青色会館
- * アーク溶接業務特別教育
 - ・ 12月11日(木) 青色会館
- * 事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座
 - ・ 12月19日(金) 青色会館(1/2回目)
 - ・ 2月13日(金) 小田原市民会館(2/2回目)

[安全衛生推進者養成講習会について]

特定の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者を選任する必要があります。

特定の業種：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・什器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

[リスクアセスメント研修会について]

平成26年6月25日に労働安全衛生法が改正・公布され化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されます。小田原支部では法施行に先駆けて中災防方式に従った化学物質のリスクアセスメントも含めて講習会を開催しています。是非ご参加をお願いします。

講師：富士フイルム(株)鎌田光郎氏、元富士フイルム(株)川合敏男氏（安全管理者選任時研修講師）他

[協会本部行事]

11月18日(火)の神奈川労務安全衛生大会にて支部から4名の方が功労者表彰されます。会員皆様多数のご参加をお願い致します。

・会場：藤沢市民会館大ホール

・時間：14時00分～16時45分

特別講演

「勝つためのリーダーシップとチームワーク」
元サッカーオリンピック日本代表監督

山本 昌邦氏

・祝賀会場：

藤沢市民会館内 第1展示集会ホール

[10月、11月会員拡大強化月間]

会員拡大に向けて、会員皆様の近隣事業場及び協力会社等で、まだ入会されていない事業場がありましたらご紹介をお願い致します。入会の連絡・お問い合わせは、下記にお願いします。

事務局電話 0465-24-1753 又は

eメール odawara@roaneikyo.or.jp

散 歩 道

散歩道にちなんだ散歩の効能について考えてみましょう。哲学者は、よく散歩するといわれます。机の前に座って思うように考えが浮かばなくなったりしたときは、ちょっと席をはずして外を散歩すると、気分転換になるばかりか、ふとした拍子に頭に閃き（ひらめき）がよぎることがあるかもしれません。悩んでいるときにとにかくじっとしているのではなく、歩きなが

ら思いっきり悩んでみると、意外と解決策が見つかるかもしれません。私たちも哲学者にならって、悩みがあるときは、散歩してみてもいいのでしょうか。散歩をし、体を動かすことによって、酸素という栄養を与えてあげれば脳も活発に動いて脳内の情報が整理されます。これが悩みの解決につながるかもしれません。せっせと歩いて、思い切り悩みましょう。そうすれば思わぬ解決策が思い浮かんだり、気分がスッキリするかもしれません。（広報部会 岩屋泰彦）